

令和7年1月8日
北 秋 田 市

懲 戒 処 分 の 公 表

北秋田市は、下記のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

被 処 分 者	産業部 会計年度任用職員（21 歳）
処 分 内 容	免職
処 分 日	令和6年12月13日
処 分 理 由	令和6年10月から同年12月までの間に、職場に連絡をせず、正当な理由なしに無断欠勤を続けたものである。この行為は、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号に該当することから、北秋田市職員の懲戒処分の基準等に関する規程により当該処分を付したものである。
市長コメント	免職に至ったことは誠に遺憾であり、改めて全職員に服務規律の遵守について周知してまいります。